



2023年2月9日

新設分割に係る事前開示書類

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号

丸紅株式会社

代表取締役社長 柿木 真澄



丸紅株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年1月25日付け新設分割計画書に基づき、2023年4月3日を効力発生日として、当社の情報通信業に係る子会社の経営管理事業に関して有する権利義務を、新たに設立する丸紅 I-DIGIO ホールディングス株式会社（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

当社が、本分割に関して会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）
2023年1月25日付け新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。
2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）
本分割に際して、新会社は、当社に対して普通株式 10,000 株を発行します。かかる株式数については、当社が新会社により発行される全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。
 - (2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）
新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第 5 条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。
3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）
該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が本分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力を生ずる日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力を生ずる日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割では当社の負債を新会社に承継させない予定であることから、本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力を生ずる日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力を生ずる日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

新設分割計画書

丸紅株式会社（以下「甲」という。）は、新たに設立する丸紅 I-DIGIO ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）に対し、甲の営む情報通信業に係る子会社の経営管理事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を承継させるため、新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙 1 記載のとおりとする。なお、本店の所在場所は、東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号とする。

第 2 条（乙の設立時取締役及び設立時監査役）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役

徳田 幸次

長尾 頼明

阿部 達也

菅 隆之

脇田 英彦

(2) 設立時監査役

大橋 英明

湊 展博

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙 2 のとおりとし、別紙 2 に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。当該手続に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第 4 条（乙が分割に際して交付する株式の数）

乙は、本分割に際して、普通株式 10,000 株を発行し、本権利義務の対価として、甲に対し

て交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金）

効力発生日における乙の資本金の額及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額：310,000,000 円
- (2) 資本準備金の額：6,095,947,128 円

第6条（効力発生日）

乙の成立の日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月3日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲は、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

本分割は、会社法第805条に定める簡易分割の規定により、甲において本計画に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとし、甲は、効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、承継会社が承継する本事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本計画の変更等）

1. 本計画の作成後から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲は、本計画を変更し、又は本分割を中止することができる。
2. 本計画は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

2023年1月25日

甲：東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社
代表取締役社長 柿木 真澄

丸紅 I-DIGIO ホールディングス株式会社 定款

制 定 2023 年 4 月 3 日（予定）

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

当社は、丸紅 I-DIGIO ホールディングス株式会社と称し、英文では Marubeni I-DIGIO Holdings Co., Ltd.と記載する。

第 2 条（目 的）

当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- ① 情報通信システムに係る企画、調査、設計、開発、製造、システムインテグレーション、施工、斡旋、輸出入、販売、賃貸借、保守・技術サービスおよび総合運営管理の受託
- ② 情報通信システムに係るコンサルティングおよび教育・訓練
- ③ 情報通信システムに係る各種機器・ソフトウェアの企画、開発、製造、輸出入、販売、賃貸借および保守・技術サービス
- ④ 電子・電気機器（コンピュータ機器、通信機器、光学機器、半導体製造・検査機器、造形機器、計測機器等）およびその部品、原材料、関連資材（毒物、劇物を含む。）、付属品ならびに電子部品（半導体素子、集積回路等）の企画、開発、製造、輸出入、販売、賃貸借および保守・技術サービス
- ⑤ 前号に係るソフトウェアの企画、開発、製造、輸出入、販売、賃貸借および保守・技術サービス
- ⑥ 前 2 号の機器およびソフトウェアを組み合わせたシステム（コンピュータ・システム、キャド・キャムシステム等）の企画、開発、製造、輸出入、販売、賃貸借および保守・技術サービス
- ⑦ 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
- ⑧ インターネットの利用に関する企画および調査
- ⑨ インターネット等のネットワークを利用した物品販売
- ⑩ 古物営業法に基づく機械工具類に関する古物商
- ⑪ 電気通信事業法に基づく電気通信事業

- ⑫ 建設業法に基づく電気通信工事業
 - ⑬ 労働者派遣事業
 - ⑭ 各号に係る教育事業
 - ⑮ 各号に付帯・関連する一切の事業
2. 当社は、前項各号に付帯・関連する一切の事業を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役

第5条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

第7条（株式の譲渡制限）

当社の発行する全部の株式は、その譲渡による取得について取締役会の承認を受けなければならない。

第8条（株式の割当てを受ける権利の決定）

当社は、当会社株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

第9条（株式取扱規則）

当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第10条（招集の時期および場所）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

2. 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。
3. 株主総会は、東京都区内において招集することができる。

第11条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第12条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書類を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第13条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第14条（株主総会議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

第15条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3名以上とする。

第16条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第17条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

第18条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役社長は、取締役会の決議により選定する。
3. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

第19条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第20条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第21条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

第22条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第23条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名押印または電子署名するものとし、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第24条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第25条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

第26条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第27条（執行役員）

取締役会の決議をもって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

第5章 監査役

第28条（監査役の数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

第29条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第32条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第33条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第34条（剰余金の配当の基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して、剰余金の配当をすることができる。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して、中間配当をすることができる。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第35条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 金銭である未払いの配当財産には利息をつけない。

第7章 附 則

第36条(最初の事業年度)

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和6年3月31日までとする。

第37条 (定款の定めのない事項)

この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

承継権利義務明細書

甲は、2023年1月25日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

- (1) 丸紅情報システムズ株式会社の発行済普通株式 1,010,000 株
- (2) 丸紅ネットワークソリューションズ株式会社の発行済普通株式 5,882 株
- (3) 丸紅 IT ソリューションズ株式会社の発行済普通株式 46,000 株

2. 承継する負債

本分割に際して、甲から乙に対して承継する負債はない。

3. 承継するその他の権利義務等

本分割に際して、甲から乙に対して承継する雇用契約その他の契約関係、並びにそれらの契約に基づく権利義務はない。

以 上